⑷ Performance period : From date of contract through 5, November 2010
⑸ Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", "Manufacturing" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012
④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥ Prove to have no false statement in tendering documents
⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺ Time-limit for Tender : 2 : 00 PM, 7 October, 2010
⑻ Contact point for the notice : Kenichi Miyata, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

## 入札公告の取消

平成22年8月17日
契約責任者
東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　**龍**雄
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13
平成22年6月22日（号外政府調達第115号・14ページ）掲載の「プリント・積算・図面画像サーバ機器等調達」に係る入札公告は取消します。

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年8月17日
独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役　理事　大橋　哲郎
◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14
**○営第１号**
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　岡山労災病院新棟建築工事
⑶　工事場所　岡山県岡山市南区築港緑町１丁目10番25号
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる施設の建築工事を行うものである。
敷地面積　29,893.58㎡
建物用途　病院
工事種目・構造・規模
［新棟］　新築
鉄筋コンクリート造
７階建て、塔屋１階
建築面積　4,991.37㎡
延べ面積　21,828.06㎡
［開放廊下棟］　新築
鉄筋コンクリート造
２階建て
建築面積　19.04㎡
延べ面積　28.04㎡
［駐輪場］　新築
鉄骨造　平屋建て
延べ面積　55.86㎡
［外構］　新設
舗装、植栽、屋外設備他
［外来診療棟］　改修
［中病棟・売店棟］　改修
［既存建物］　撤去
鉄筋コンクリート造・外
延べ面積　約19,800㎡
［仮設棟］　新築
鉄骨造　２階建て
延べ面積　約940㎡
⑸　工期　平成26年３月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　25,000㎥　鉄筋　4,100ｔ　板ガラス　2,000㎡
⑺　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることとする。
2　競争参加資格　下記の⑴から⑻に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年８月17日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役）に示すところにより独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役から岡山労災病院新棟建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は下記の⑴から⑻に掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
⑵　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が1,200点以上（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を満足する新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者は、下記のアの条件を満たすこと。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記のイの条件を満たすこと。
ア　建物用途　病院
構造規模　ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上５階建て以上
建物規模　延べ面積　15,000㎡以上
イ　建物用途　病院、研究所、庁舎又は事務所
構造規模　ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上３階建て以上
建物規模　延べ面積　3,000㎡以上
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成７年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、上記２⑸アに掲げる経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から独立行政法人労働者健康福祉機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。